

長浜市告示第188号

長浜市地域子育て相談機関設置運営要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市地域子育て相談機関設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第10条の3第1項の規定に基づき、長浜市地域子育て相談機関（以下「機関」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 機関の実施主体は、長浜市とする。ただし、市長は、事業を適切に実施することができる者と認められる者に委託することができる。

(対象者)

第4条 支援の対象者は、長浜市に住所を有する全ての児童及びその家庭並びに妊産婦とする。

(業務内容)

第5条 機関が実施する業務内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象者からの相談に応じ、相談内容又は当該相談者の状況等に応じた情報提供、助言又は必要な支援へのつなぎ
- (2) 地域の住民に対する子育て支援に関する情報提供
- (3) こども家庭センター等関係機関と連携した相談環境の整備
- (4) こども家庭センターとの情報共有及び必要な支援へのつなぎ
- (5) その他市長が必要と認める業務

(実施場所)

第6条 機関の実施場所は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、児童館その他前条に掲げる業務内容を適切に行うことができると市長が認める場所とする。

(開設日及び開設時間)

第7条 機関は、原則として1週間に3日以上かつ1日に3時間以上開所するものとする。

(守秘義務)

第8条 機関に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。